



カイロプラクティック療法振興事業協同組合
正組合員・賛助会員の皆様へ

カイロプラクティックドクター専門職業 賠償責任共済制度のご案内



カイロプラクティック療法振興事業協同組合
代表理事 新渡 英夫

拝啓 皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
日ごろより組合業務に関しましてはご支援・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、今年もカイロドクターの皆様向けの「**共済制度**」更新の時期となりましたのでご
案内させていただきます。

「共済制度」について…

この「制度」は損害保険会社の保険商品を活用して構成されており、
カイロ療法振興事業(協)認定のカイロプラクティックドクター(施術者ご本人)
への賠償に対する備えとして、

【基本プラン A】

「施設賠償責任保険」(施術をされるご本人が加入していただく保険)

【基本プラン B】

「総合生活保険(個人賠償責任補償)」(日常生活における賠償責任保険)

の2つの保険で構成されております。なお、「基本プラン B」は「基本プラン A」にご加入され
た方のみご加入いただけます。

また、上記共済制度以外に正組合員・賛助会員の皆様の事業に対する備えとして、
～収入に対する備えとして～ ①「**全国中小企業団体中央会所得補償制度**」
～入院に対する備えとして～ ②「**終身医療保険**」
をご用意しております。

*上記①、②に関しましては、別途資料請求を行なっていただくことになります。その際は、
添付「加入依頼書」の所定箇所にご記入のうえ**組合事務局** までファックスください。

*また、東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向けた自動車保険キャンペーンも併せてご案内
させていただきますので、詳細は添付のチラシをご覧ください。

共済制度とあわせてご案内いたしますので是非この機会に加入のご検討をお勧めします。
なお、ご不明の点などございましたら、最終ページの連絡先までお問合せください。

敬 具

【基本プランA】 施設賠償責任保険

(漏水担保特約条項、費用内枠払い特約条項、カイロプラクティック特定施術行為不担保特約条項等付帯)

■ こんな時に保険金をお支払いいたします

施術院の所有、使用または管理の不備、構造上の欠陥、施術行為に職業上相当な注意を用いなかったことに起因して、保険期間中に第三者の身体に障害を与えたり第三者の財物を損壊したりしたことについて、被保険者(保険の補償を受けられる方)が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

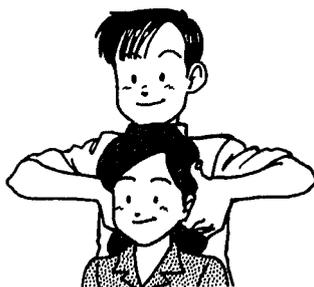
■ お支払いの対象となる事故例

- 施術院の看板等が倒れて通行人にケガを負わせた。
- カイロクター(制度加入者ご本人)の不注意(施術ミス)により来店客にケガを負わせてしまった。
- 従業員等の不注意で来店客の所有物に損害を与えてしまった(ハンドバックに消毒液をかけてしまったなど。)

■ お支払いする保険金

この保険では、次の損害に対して約款の規定に従い保険金をお支払いします。

① 損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要になりますので、ご注意ください。
② 争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等
③ 緊急措置費用	被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用
④ 損害防止軽減費用	被保険者が他人から損害賠償を受けることができる権利の保全・行使等のために支出した必要・有益な費用、または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用
⑤ 協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たるため被保険者に協力を求めた場合において、被保険者が引受保険会社に協力するために支出した費用



■ 保険金をお支払いできない主な場合

- ・保険契約者、または被保険者の故意
- ・石綿(アスベスト)、石綿の代替物質等の発がん性その他有害な特性に起因する損害
- ・戦争、変乱、暴動、騒じょう、または労働争議
- ・地震、噴火、洪水、津波、または高潮
- ・核燃料物質、核原料物質等による有害な特性またはその作用に起因する損害
- ・被保険者と他人との特別な約定によって加重された賠償責任
- ・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対して正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- ・被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
- ・排水または排気(煙を含みます)に起因する賠償責任
- ・汚染物質の排出・流出・いつまたは漏出(ただし、汚染物質の排出等が不測かつ突発的かつ急激で、所定の期間内に発見され通知された場合を除きます。)に起因する損害 等

■ 支払限度額と年間掛金

支払限度額 対人 1 名・1 事故 1 億円 対物 1 事故 1,000 万円

(免責金額: 対人・対物とも 1 事故 1,000 円)

年間掛金 13,000 円

(【施設賠償責任保険】の年間保険料は 12,000 円です)

*上記年間掛金には協同組合が徴収する「制度運営費」1,000 円が含まれています。

<カイロプラクティックとは>

整体・カイロプラクティックとは、国家資格に基づかず、一般に脊椎を中心とした全身の関節を手技によって調整し骨格や筋肉の調整・矯正を行う独自の施術・療法をいいますが、この保険契約では整体・カイロプラクティックの中でも「医業類似行為」に該当せず「医学的観点から人体に危害を及ぼすおそれがない」ものを対象としています。

そのため、以下に定める疾患(徒手調整の手技によって症状を悪化しうる頻度の高い疾患)に対する施術行為を対象外としております。

腫瘍性・出血性・感染性疾患、リュウマチ、筋萎縮性疾患、心疾患、椎間板ヘルニア、後縦靭帯骨化症、変形性脊椎症、脊柱管狭窄症、骨粗しょう症、環軸椎亜脱臼、不安定脊椎、側湾症、二分脊椎症、脊椎すべり症、また、頸椎に対する急激な回転伸展操作を加えるスラスト法による施術行為も対象外としております。

長期間あるいは頻回のカイロプラクティック療法による施術によっても症状が悪化する場合や、症状が軽減、消失しない場合には、ただちに施術を中止して速やかに医療機関による診断を受けさせなければなりません。

【基本プラン B】 総合生活保険(個人賠償責任補償)

(日常生活における賠償責任保険です)

◆「基本プラン B」は「基本プラン A」にご加入された方のみご加入いただけます◆

■ こんな時に保険金をお支払いいたします

日本国内外の日常生活の中で、他人にケガをさせたり他人の財物に損害を与え、被害者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合、支払限度額の範囲内で免責金額(自己負担額)を差し引いた金額を保険金としてお支払いいたします。

※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

■ お支払いの対象となる事故例

- スキー中、誤って他人と接触、相手にケガを負わせてしまった。
- 買い物中や展示会等で高価な花瓶を割ってしまった。
- 飼い犬が他人に噛みついてケガをさせた。 など

■ 被保険者の範囲

被保険者(補償を受けられる方)は、ご本人の他、次の通りとなります。

- ご本人の配偶者
- ご本人またはその配偶者の同居の親族
- ご本人またはその配偶者の別居の未婚のお子様
- ご本人が未成年者または責任無能力者である場合は、本人の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含まれます。(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。)

* 親族とは、6 親等内の血族および 3 親等内の姻族をいい、配偶者を含みません。未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。なお、上記の続柄は損害の原因となった事故発生の際におけるものをいいます。

■ お支払いする保険金

1回の事故について、支払限度額を限度に損害賠償金をお支払いします。

また、次の損害に対して約款の規定に従い保険金をお支払いします。

① 損害防止費用	基本条項特約(賠償)の事故発生時の義務に関する規定に定める損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 請求権の保全、行使手続費用	基本条項特約(賠償)の事故発生時の義務に関する規定に定める権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用
③ 緊急措置費用	保険事故の原因となるべき偶然な事故が発生した場合で、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときにおいて、その手段を講じたことによって必要とした費用のうち、次のア. お

	よびイ. の費用 ア. 応急手当、護送、診察、治療、看護その他緊急措置のために必要とした費用 イ. あらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
④ 示談交渉費用	事故に関して被保険者の行う折衝または示談について、被保険者が当会社の同意を得て支出した費用
⑤ 協力義務費用	事故に関して被保険者の行う折衝または示談について、被保険者が当会社の要求にしたがい、協力するために必要とした費用
⑥ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が書面により当会社の同意を得て支出した次のア. からエ. までの費用 ア. 訴訟費用 イ. 弁護士報酬 ウ. 仲裁、和解または調停に必要とした費用 エ. ア. からウ. までの費用のほか、権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用

※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、東京海上日動は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。

※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。

※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他に契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- ・保険契約者、または被保険者の故意およびその両方の法定代理人の故意
- ・戦争、変乱、暴動、騒じょう、または労働争議
- ・地震、噴火、洪水、津波、または高潮
- ・核燃料物質、核原料物質等による有害な特性またはその作用に起因する損害
- ・被保険者と他人との特別な約定によって加重された賠償責任
- ・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対して正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- ・被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
- ・被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ・同居の親族に対する損害賠償責任
- ・被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ・本人が実際に居住せず他人に賃貸されている住宅の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ・航空機、船舶、車両または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

等

■ 支払限度額と年間掛金(年間保険料)

支払限度額	1事故につき(国内・国外) 1億円	免責金額(自己負担額)	0円
	年間掛金(年間保険料)	1,260円	

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕

総合生活保険(傷害補償、子ども総合補償、個人賠償責任補償、ゴルファー補償、ハンター補償)にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族等を保険の対象となる方とする場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。

※ご不明な点や疑問点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

〔マークのご説明〕



保険商品の内容を
ご理解いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益になる
事項等、特にご注意いただきたい事項

I ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。基本となる補償、ご加入者のお申し出により任意にご加入いただける特約等はパンフレットに記載のとおりです。ご契約者となる団体やご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

2 基本となる補償および主な特約の概要等

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください*2。

●個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●受託品賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●住宅内生活用動産特約 ●ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 ●救済者費用等補償特約 ●育英費用補償特約 ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約 ●医療費用補償特約

*1 総合生活保険(傷害補償、子ども総合補償、個人賠償責任補償、ゴルファー補償、ハンター補償)以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動(以下、「弊社」といいます。)以外の保険契約を含みます。

*2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額の設定

この保険での保険金額はあらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

5 保険期間および補償の開始・終了時期

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法

払込方法・払回数については、パンフレット等をご確認ください。

7 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(弊社の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については後記「Ⅲ-1通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする商品ごとの告知事項は下記①から③をご確認ください(項目名は商品によって異なることがあります。)。また、ご加入後に加入内容変更として補償を追加する場合も同様に、変更時点での下記①から③の事項が告知事項となります。

[告知事項・通知事項一覧]

★:告知事項 ☆:告知事項かつ通知事項

①総合生活保険(傷害補償)

職業・職務等*1が告知事項かつ通知事項(☆)*2となります。
他の保険契約等*3が締結されている場合はその内容が告知事項(★)となります。

②総合生活保険(こども総合補償)

職業・職務等*1、公的医療保険制度*4が告知事項かつ通知事項(☆)となります。
生年月日、他の保険契約等*3が締結されている場合はその内容が告知事項(★)となります。

③総合生活保険(個人賠償責任補償、ゴルファー補償、ハンター補償)

他の保険契約等*3が締結されている場合はその内容が告知事項(★)となります。

*1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

*2 交通事故傷害危険のみ補償特約をセットいただいた場合には、告知事項かつ通知事項(☆)とはなりません。

*3 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことで、他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。

*4 医療費用補償特約をセットいただいた場合のみ告知事項かつ通知事項(☆)となります。



2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。



3 死亡保険金受取人

総合生活保険(傷害補償、こども総合補償、ゴルファー補償、ハンター補償)において、死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険への加入についてご説明くださいますようお願い申し上げます。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお申し出ください。

*1 家族型補償(本人型以外)の場合、ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等



[通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする商品ごとの通知事項は、前記「Ⅱ-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

[その他ご連絡いただきたい事項]

●すべての商品共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

●借家人賠償責任補償特約

保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

[ご加入後の変更]

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、パンフレット等記載のお問い合わせ先の担当者に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

2 解約されるとき



ご加入を解約される場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

・ご加入内容および解約の条件によっては、弊社所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。

・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。

・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 解約日以降に請求することがあります。

*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約



総合生活保険(傷害補償、子ども総合補償、ゴルファー補償、ハンター補償)においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。

4 満期を迎えるとき

[保険期間終了後…更新を制限させていただく場合]

- 保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 弊社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

[更新後契約の保険料]

保険料は、商品ごとに、更新日現在の保険料率等によって計算します。したがって、その商品の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

[保険金請求忘れのご確認]

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

[更新加入依頼書等記載の内容]

更新加入依頼書等に記載しているご加入者(団体の構成員)の氏名(ふりがな)、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただけますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

[ご加入内容を変更されている場合]

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

IV その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い

- 保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
 - ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
 - ⑥契約の安定的な運用を図るために、加入者の保険金請求情報等を契約者に対して提供すること
- 詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 総合生活保険(傷害補償、子ども総合補償、ゴルファー補償、ハンター補償ならびに施設賠償責任保険)で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかった場合、ご加入は無効になります。
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社にご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
1年以内	原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。
1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回る場合があります。

4 その他ご加入に関するご注意事項



- 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店と有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。
- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレット等および加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、後記「共同保険引受保険会社について」をご確認ください。

5 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちにパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
- 個人賠償責任補償特約において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず弊社とご相談いただきながらおすすめてください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・弊社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等(弊社の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。)
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者または3親等内のご親族(あわせて「ご家族」といいます。)のうち弊社所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。
- 保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、弊社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は弊社に移転します。
- 個人賠償責任補償特約、借家人賠償責任補償特約、受託品賠償責任補償特約において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、弊社から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

東京海上日動安心 110 番(事故受付センター)のご連絡先は、後記をご参照ください。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽ ADR センター(指定紛争解決機関)

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(http://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808



IP電話からは 03-4332-5241 をご利用ください。
受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

<共同保険引受保険会社について>

引受保険会社	引受割合	引受保険会社	引受割合

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、弊社ホームページでご参照ください(ご契約により内容が異なったり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。

東京海上日動のホームページのご案内
http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/

東京海上日動安心 110 番 (事故受付センター)

事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも
「東京海上日動安心 110 番」へ



事故は 119 番・110 番
0120-119-110

受付時間: 24 時間 365 日
携帯電話のアドレス帳登録はこちら
(「ア」行に登録できます)



東京海上日動火災保険株式会社

07D1-GJ05-16016-201605

<2016 年 10 月 1 日以降始期契約用>

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただいたためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

- 保険金をお支払いする主な場合 保険金額、免責金額(自己負担額)
保険期間 保険料・保険料払込方法
保険の対象となる方

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

- 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？

3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか？

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。

*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、本確認事項中の「記入」を「入力」と読み替えてください。

東京海上日動火災保険株式会社

07D1-GJ05-16016-201605

別紙

必ずお読みください

2016年10月1日以降始期契約のご加入者様

2017年3月

傷害保険等 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素よりお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。弊社では、2016年10月1日以降始期契約より、傷害保険等について、以下のとおり商品を改定いたします。本改定についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬 具

1 商品改定の概要

傷害保険*1、賠償責任保険*2について、普通保険約款の変更、新商品への移行、商品名称の変更を実施いたします。

本改定に伴い、傷害保険*1で賠償・財産・費用に関する特約をセットされているご契約、賠償責任保険*2については、保険料が変更となる場合があります。新商品への移行後の保険料等につきましては、募集パンフレット等および加入依頼書等をご確認ください。

- *1 普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、フルガード保険、こども総合 保険を対象とします。
- *2 個人賠償責任保険、ゴルファー保険、ハンター保険を対象とします。

2 主な改定点

(1) 改定対象の商品と新商品名称

改定対象商品は下表のとおりです。新商品へ移行する商品については、商品名称を以下のとおり変更します。

現在の商品名称	新商品の商品名称	商品分類
傷害保険基本4種目（普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険）、フルガード保険	総合生活保険（傷害補償）	①
こども総合保険	総合生活保険（こども総合補償）	②
個人賠償責任保険 ゴルファー保険 ハンター保険	総合生活保険（個人賠償責任補償） <input type="checkbox"/> 個人賠 総合生活保険（ゴルファー補償） <input type="checkbox"/> ゴルファ <input type="checkbox"/> 総合生活保険（ハンター補償）	③

(2) 新たな補償・サービスのご提供

改定項目	概 要
メディカルアシストのサービス対象の拡大	すべての商品について、メディカルアシストのサービス対象とします（こども総合保険の医療費用補償特約がセットされた契約については、従来よりサービスの対象となっております。）。
個人賠償責任補償特約のサービス・保険金額の拡大	国内の損害賠償事故について、示談交渉サービスを提供*1し、保険金額について、3億円、5億円での引受けを可能とします。*2 *1 借家人賠償責任補償特約・受託品賠償責任補償特約については、示談交渉は東京海上日動では行いません。 *2 ハンター保険については、5億円のみのお引受けとなります。

(3) その他の改定内容

○印のある商品について、下記のとおり改定を実施いたします。

商品分類	改定項目	概 要
① ② ③		

商品分類			改定項目	概要
①	②	③		
○	○	○ (除<個人 賠)	後遺障害保険金の支払限度額の改定	後遺障害保険金は、保険期間を通じて保険金額を限度としておりましたが、1回の事故ごとに保険金額を限度にお支払いします。
○	○	○ (除<個人 賠)	みなし通院「ギプス等」の定義の明確化	実際に通院していない場合であっても、ギプス等を装着した所定の場合に通院したものとみなして通院保険金をお支払いする「みなし通院」の取扱いを約款上定めている商品について、「ギプス等」の定義の明確化を行い、保険金のお支払い対象外となる固定具(サポーター、テーピング等)を明記します。
○	○	○ (個人賠 のみ)	家族型補償における保険の対象となる方の範囲の拡大	家族型補償の対象となる「同居の親族」「別居の未婚の子」について、保険の対象となる方ご本人または配偶者と「生計を共にする」ことを条件としていましたが、この条件を不要とします。また、従来は保険の対象となる方ご本人の親族(6親等以内の血族および3親等以内の姻族)のみが保険の対象となる方の範囲に含まれていましたが、配偶者の親族まで範囲を拡大します。
○			家族型補償における本人失効の取扱いの改定	家族型補償の保険の対象となる方ご本人が死亡した場合は、ご本人部分を失効とする取扱いとします。
○	○	○ (ゴルフ のみ)	傷害補償の取扱いの一本化	傷害補償の約款構成の一本化に伴い、従来、普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険・こども総合保険・ゴルファー保険で異なっていた保険金種類の組合せパターンを統一します。
○	○	○ (除<個人 賠)	死亡・後遺障害保険金額の設定単位の変更	従来、1,000円単位としていた死亡・後遺障害保険金額の設定単位を10,000円単位に変更します。
○	○	○	賠償責任に関する補償における保険の対象となる方の範囲の改定	個人賠償責任補償特約、受託品賠償責任補償特約等において、賠償事故を起こした保険の対象となる方が責任無能力者等の場合に、その方の親権者や監督義務者を保険の対象となる方に追加します。 なお、借家人賠償責任補償特約については、従来、ご本人と借戸室の賃借名義人が異なる場合にその賃借名義人を保険の対象に含んでいましたが、これを対象外とします。
○	○	○ (個人賠 のみ)	職務遂行免責の緩和	個人賠償責任補償特約において、従来は「職務遂行に直接起因する損害賠償責任」を一律免責としていましたが、ゴルフの競技または指導を職業とする方以外については、ゴルフ中の事故については補償の対象とします(ゴルファー保険では従来より補償の対象となっております。)
○		○ (個人賠 のみ)	日本国外の損害賠償責任事故の対象化	従来は賠償責任担保特約では対象外であった、日本国外の損害賠償責任事故についても補償の対象とします(フルガード保険、こども総合保険、ゴルファー保険では従来より補償の対象となっております。)
○	○		個人賠償責任に関する補償の拡大	従来は賠償責任補償では対象外であった、ゴルフカート搭乗中の事故についても補償の対象とします(フルガード保険、個人賠償責任保険、ゴルファー保険では従来より補償の対象となっております。)
○			借家人賠償責任の保険金のお支払いの対象となる事故の拡大	従来は保険金のお支払い対象とならなかった、給排水設備の漏水や盗難等をお支払いの対象とします(こども総合保険では従来より補償の対象となっております。)
○			借家人賠償責任における修理費用の取扱い	従来はフルガード保険の借家人賠償責任担保条項と修理費用担保特約を統合します。これに伴い、従来修理費用担保特約で設定していた免責金額(自己負担額:3,000円)を廃止します。
○	○		受託品賠償責任に関する免責規定の改定	受託品賠償責任補償特約における、受託品の置き忘れまたは紛失に起因する損害を、免責とする取扱いに変更します。

商品分類			改定項目	概要
①	②	③		
○	○ *1	○ *2 (除<個人 購)	携行品・住宅内生活用動産の免責金額(自己負担額)の変更	携行品や住宅内生活用動産の免責金額(自己負担額)を3,000円から5,000円に変更します。 *1 従来のこども総合保険の生活用動産担保特約では、免責金額(自己負担額)が「盗難危険:3万円、火災・落雷、破裂または爆発:0円、左記以外:1万円」でしたが、一律「5,000円」へ変更します。 *2 携行品に「ゴルフ用品補償特約」、「猟具補償特約」をセットした場合においては、0円の設定を可能とします。
○	○		「住宅」の定義の変更	「住宅」の定義を変更し、住宅には敷地を含まないこととします。これにより、住宅内生活用動産で対象であった敷地部分が補償の対象外となり、携行品の補償の対象となります。
○			失火見舞費用保険金の改定	住宅内生活用動産の失火見舞費用保険金の支払額を、被災世帯×20万円から被災世帯×50万円(保険金額の20%が限度)に改定します。
○	○	○	賠償・財産・費用に関する特約の保険金額の設定パターンの変更	設定できる保険金額のパターンを変更します。

(4) 個人賠償責任保険・ゴルファー保険・ハンター保険(商品分類③)固有の改定内容

改定項目	概要
【共通】 団体割引・損害率による割増引規定の一本化	普通傷害等の保険商品と同様の団体割引テーブルに変更するとともに、すべての商品を合わせた被保険者数*1を基に、団体割引を適用します。これにより、団体割引率の変動する場合があります。また、被保険者数が1,000名以上のご契約について、総合生活保険への移行2年目より、損害率による割増引の適用対象となります。 ※他の傷害保険を併売している場合、移行初年度の団体割引・損害率による割増引の取扱いが異なります。詳細は代理店または東京海上日動までお問い合わせください。 *1 同じ方が複数の補償に加入している場合であっても1名と数えます。以下同様とします。
【ゴルファー保険・ハンター保険】 傷害補償基本特約のセット必須化	新商品移行に伴い、傷害補償基本特約を必ずセットいただく必要があります。
【ゴルファー保険・ハンター保険】 保険料の端数処理単位の改定	保険料の単位を10円単位に統一します(従来、1円単位としていたため、保険料が変更となる場合があります。)
【ゴルファー保険のみ】 補償内容の改定	ゴルファー保険には手術補償がありませんでしたが、手術保険金をお支払いの対象とします。
【ハンター保険のみ】 通院保険金支払限度日数の改定	ハンター保険では通院保険金の支払限度日数が180日でしたが、90日になります。

3 商品・サービスの廃止

下記の商品・サービスを廃止させていただきますので、ご了承の程、宜しくお願い申し上げます。

改定項目	概要
------	----

	商品・特約ラインナップの見直しの観点から、以下の特約について、販売を停止いたします。												
一部の特約の 販売中止	<table border="1"> <thead> <tr> <th>販売中止する主な特約</th> <th>対象商品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①特別危険担保特約(特別危険な場合の料率)*1</td> <td>普通傷害保険</td> </tr> <tr> <td>②特別危険担保特約(運動危険)*1</td> <td>普通傷害保険、フルガード保険、 こども総合保険</td> </tr> <tr> <td>③事業主費用担保特約</td> <td>普通傷害保険、交通事故傷害 保険</td> </tr> <tr> <td>④特別危険担保特約(医療費用担保特約用)(運動危険) *1</td> <td rowspan="3">こども総合保険</td> </tr> <tr> <td>⑤通院保険金対象期間延長特約(1,000日)</td> </tr> <tr> <td>⑥日本国内のみ担保特約(賠償責任担保条項用)</td> </tr> </tbody> </table>	販売中止する主な特約	対象商品	①特別危険担保特約(特別危険な場合の料率)*1	普通傷害保険	②特別危険担保特約(運動危険)*1	普通傷害保険、フルガード保険、 こども総合保険	③事業主費用担保特約	普通傷害保険、交通事故傷害 保険	④特別危険担保特約(医療費用担保特約用)(運動危険) *1	こども総合保険	⑤通院保険金対象期間延長特約(1,000日)	⑥日本国内のみ担保特約(賠償責任担保条項用)
	販売中止する主な特約	対象商品											
	①特別危険担保特約(特別危険な場合の料率)*1	普通傷害保険											
	②特別危険担保特約(運動危険)*1	普通傷害保険、フルガード保険、 こども総合保険											
	③事業主費用担保特約	普通傷害保険、交通事故傷害 保険											
	④特別危険担保特約(医療費用担保特約用)(運動危険) *1	こども総合保険											
⑤通院保険金対象期間延長特約(1,000日)													
⑥日本国内のみ担保特約(賠償責任担保条項用)													
*1 ①、②、④の販売中止に伴い、以下の場合に被った傷害等は補償の対象外となります。													
・山岳登山、スカイダイビング、職務以外での航空機操縦等の危険な運動を行っている間													
・ オートバイ競争選手・自動車競争選手等の危険度の高い職業に従事している間や、自動車等による競技・ 競争などを行っている間													
事故防止アシストのサ ービス廃止	従来、こども総合保険をご加入の方に事故防止アシストのサービスを提供しておりましたが、廃止します。												

このご案内は、2016年10月1日始期以降の傷害保険等の改定の概要を記載したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

1. 本共済制度のご加入・更新方法

ご加入にあたっては、「重要事項説明書」「ご契約内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。

【施設所有(管理)者賠償責任保険・総合生活保険(個人賠償責任補償)】のご加入・更新を希望される場合は、同封の「加入依頼書」にご記入・ご捺印の上、掛金払込済みの「払込金受領証」(名前・金額欄明記のこと)を添付して「組合事務局」あてファックス後、ご郵送下さい。

掛金は同封の「払込取扱票」にてお振込みください。もしくは、お近くの ゆうちょ銀行 より以下の口座番号宛てにお振り込みください。

掛金等がわからない方は当組合東京本部事務局までお問合せください。

口座名	口座番号
カイロプラクティック療法振興事業協同組合	10170-83411601

加入締切日:平成 29 年 4 月 20 日(木)必着

ご加入・更新の方には、後日「保険契約付保証明書」を郵送させていただきます。

補償(保険)期間:平成 29 年 5 月 1 日(月)午後4時から

平成 30 年 5 月 1 日(火)午後4時まで

この制度は中途加入についても受付けています。加入手続きを毎月 10 日までに完了の場合、翌月 1 日午後4時が補償(保険)期間開始となります。

ご不明の点は当組合東京本部事務局までお問い合わせ下さい。

2. その他(事業に対する備えに関する制度)のご加入方法

①「全国中小企業団体中央会所得補償制度」

全国中小企業団体中央会の団体契約となっており、初回よりお取引の銀行口座よりのお引き落としとなります。中途加入は毎月 10 日締切、翌々月 1 日から補償開始です。なお本制度の団体中央会としての更新月は 10 月 1 日となっており、毎年 10 月 1 日に契約内容の見直しができます。

(ご加入を希望される方は「加入依頼書」にご記入のうえご提出ください。)

②「終身医療保険(メディカルKitNEO)」

ご加入を希望される場合は、募集代理店から別途お手続きに関しご案内させていただきますので、「加入依頼書」にご記入のうえご提出ください。

3. 共済制度に関するお問合せ先

【運営事務局】

〒169-0075

東京都新宿区高田馬場 4-4-34

カイロプラクティック療法振興事業協同組合 東京本部事務局

(担当者) 山内・島田

TEL: 03-5937-0810 FAX:03-5937-0811

【事務委託会社(取扱代理店)】

〒100-8111

東京都港区赤坂 3-21-4 新日本ビル赤坂 3階

株式会社 トライスタージャパン

(担当者) 矢口・新田・杉浦

TEL:03-3588-1141 FAX:03-3588-1145

【引受保険会社】

〒100-8050

東京都千代田区丸ノ内 1-2-1

東京海上日動火災保険株式会社 (担当部署)船舶営業部 営業開発室

(担当者)相川・鈴木

TEL:03-5223-3222 FAX:03-3285-1083

この保険はカイロプラクティック療法振興事業協同組合を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてカイロプラクティック療法振興事業協同組合が有します。

